変更#0012-2007 年 10 月 10 日より有効 吊足場に関する要求事項

注:下記の示す詳細全文を新しいパラグラフ22.Mとして追加する。

22. M 吊足場

22. M. 01 吊足場の設計は構造設計分野で有能な専門の登録技士により行わなければならない。吊足場の性能及び各部材は ANSI A 10.8 のテーブルに示される足場の所要に合うか、又はそれ以上でなければならない。

22. M. 02 吊足場は次の要求事項を満たさなければならない。

- a、足場は垂直構造体(壁、ロックゲート等)に、フック、ブラケットボルト、又はその他安全な方法で支持構造体の主材に緊結されなければならない。繋ぎの間隔は最大8フィート(2.4m)である。ファスナーは足場の設計強度を得るに十分なサイズである事。
- b、足場は自重と同じ浮力・揚力に対して安全でなければならない。そしてフック、ブラケット、又は他のアタッチメントも安全に設計されたものが設置されなければならない。
- c、足場は落下防止の為に、第一次固定点が切れた場合に備えてて第二次繋ぎを備えていなければならない。それは柔軟なアタッチメントでなければならない、例えばワイヤーロープ、チェーン等でその自重及び定格加重の5倍以上の加重に耐えるものでなければならない。二次繋ぎは同様の加重、又はそれ以上に耐えうるアンカーポイントに固定されていなければならない。
- d、吊足場の床は一層でなければならない。作業床は滑り止付きで足場フレームに安全に固定されていなければならない。床の幅、及び前後寸法は最大で24インチ(106.6 cm)とする。グレーチング床の場合は網目の最大開口はスリング、チェーン等が入らないような十分小さいものでなければならない。
- e、標準的な手摺システムで 21.B の所要を満たすものが、全ての開口部の周囲、及び床の端部に設置されなければならない。
- f、吊足場は良く見える場所に次の事項を恒久的に示すプレート(看板)が設 置されていなければならない。
 - (1) 足場の重量
 - (2) 設計上の最大乗員数
 - (3) 定格加重
 - (4) 吊足場を取付ける支持梁等の特殊構造---これは類似の支持点 固定方法と共に、設計に関する法規もしくは他の規則にもよる。

- (5) 足場を設計した技術者名
- (6) 足場製造年月日
- g、クレーンの使用に供される作業床のある吊足場は、22.Fの諸要求事項に 適合するものとする。これは人が一人乗る事ができる床があり吊足場を 吊り下げ用の梁に取付ける間の仮足場の場合も含む。
- h、プラットホームデッキ端部と垂直構造体との間隔は、14 インチ (35 c m) 未満とする。おのおの現場での状況下、使用前にこの隙間から 作業工具等が落下し、下の作業員に危険を及ぼすかどうか、又はクレーンでの巻込み・絡み込みがこのスペースで発生しないか有能な人によって判断されなければならない。このような場合はは危険防止の為にスペースを寒ぐようにしなければならない。

22. M. 03 吊足場の試験

- a、使用開始前、そして本体構造部材に何らかの変更を加えた場合、プラットホームは定格荷重の 125%で検証試験を行うものとする。試験はその設計した構造部材を使い現場で行うか、試験用の同種部材を使い現場と同じ条件・固定方法により行うかどちらかで行う。
- b、吊足場は各現場又はその設置場所で、当該作業で発生すると予想される 荷重の100%の性能試験を実施するものとする。この試験は当該作業の現 場で吊足場が設置された構造体で実施するものとする。

22. M. 04 吊足場の使用

- a、 吊足場とそのアタッチメント部材は現場での使用開始時、各作業交代時、 そしてそれが撤去される迄、使用期間中は有能な人員による定期点検を しなければならない。
- b、作業員は吊足場上で作業する時、又はそれに乗る時はその正しく選定された人員落下防止装置を使用しなければならない。人員落下防止システムの部品は 21. Cの所要に合致するものである事。吊足場のどの部材も人員落下防止用のアンカーとして使用してはならない。
- c、吊足場プラットホームに乗る人員数は足場の掲示版に表示した人数を超 えてはならない。
- d、ハシゴを吊足場上で使用してはならない、デッキの上部から降りる場合は 別とする。ハシゴで吊足場に降りる場合は 21.Dの所要に従うものとする。

e、吊足場は部材の錆び発生を最小限にする為に、コーティング又は塗装する事。次回の使用迄の保管場所は吊足場のダメージを最小限にするように配慮する事。